

神勞発基 0302 第3号の2  
令和 8 年 3 月 2 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会  
会長 殿

神奈川労働局長



「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第3項において、必要な指針を定めることとされていた「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」が2月20日に公表されたところですので、別添のとおり代替化学名等の通知にかかる趣旨、内容等について御了知いただくとともに、会員の皆様に対し、関係法令及び本指針に基づく適切な対応が図られるよう周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、上記指針については下記のサイトから閲覧いただくようお願いいたします。

記

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」に関する公示

厚生労働省サイト内

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/)

[roudoukijun/anzen/newpage\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00011.html)